

産業廃棄物の種類 廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、ガラス・陶磁器くず、コンクリートくず、がれき類  
許可の条件 中間処理（破砕）に伴う産業廃棄物の保管上限：300 m<sup>3</sup>とする  
事業場の名称 Z 開発株式会社 中間処理工場  
許可番号 01220654321  
施設の処理能力 50 t/日

●最終処分先

名称 K 環境開発株式会社  
所在地 C 県 E 市 123 番地  
処分方法 埋立（安定型）  
施設の処理能力 150,000 m<sup>3</sup>

名称 乙リサイクル株式会社  
所在地 C 県 F 市 234 番地  
処分方法 再生（燃料化）  
施設の処理能力 300 m<sup>3</sup>/日

●委託する産業廃棄物

産業廃棄物の種類と数量 木くず 10 t がれき類 50 t  
金額 木くず：収集運搬料 ¥1,000/ t 処分料 ¥5,000/ t  
がれき類：収集運搬料 ¥1,000/ t 処分料 ¥5,000/ t